

受注型企画旅行契約の部・取消料

国内旅行に係る取消料

区分	取消料
1 次項以外の受注型企画旅行契約	
イ) ロからへまでに掲げる以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る）	企画料金に相当する金額
ロ) 旅行開始日の前日前日から起算してさかのぼって 20 日目（日帰り旅行にあたっては 10 日目）に当たる日以降に解除する場合（ハからへまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 20%以内
ハ) 旅行開始日の前日前日から起算してさかのぼって 7 日目に当たる日以降に解除する場合（ニからへまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 20%以内
ニ) 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の 40%以内
ホ) 旅行開始日当日に解除する場合（へに掲げる場合を除く）	旅行代金の 50%以内
へ) 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%以内
2 貸切船舶を利用する企画型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。
備考 (1) 取消料の金額は、契約書面に明示します。	